

# 子ども・ひとり親 福祉医療（医療費助成）

しょうかんばらい  
償還払 手続き方法



○病院などで医療費を支払う  
⇒○領収書または証明書と一緒に申請書を市の窓口へ  
⇒○後日、福祉医療費として受給者口座に振り込み

## 対象者

あらかじめ、福祉医療のカード発行が必要

子ども（0歳から中学3年生の3月分まで）、母子家庭の母と子、父子家庭の父と子  
※障害者、寡婦等の福祉医療の手続き方法は、このチラシの内容と一部異なります。

## 助成額

自己負担額を超えた分を助成

医療費（保険診療分）から、自己負担額を差し引いた額を助成（払い戻し）  
自己負担額は、1ヶ月・1医療機関ごとに計算  
病院と薬局が別々の院外処方箋の薬局分は、自己負担0円で、全額を払い戻し

医療費全体		
保険がきく治療の分		自費の分
保険から出る分	保険の自己負担分（3割または2割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器代</li> <li>文書料</li> <li>予防接種代</li> <li>など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>7割または8割</li> <li>高額療養費</li> <li>附加給付金など</li> </ul>	福祉医療から出る分 （払い戻しの額）	
		福祉医療の自己負担額

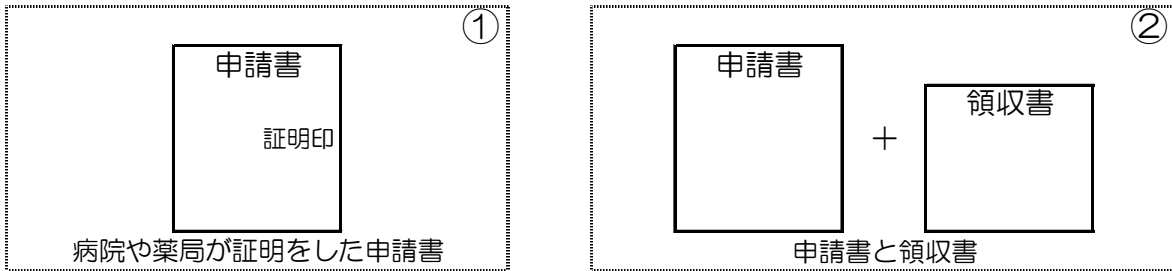


1医療機関ごとの自己負担額 その月の診療日数が 1日なら 800円  
2日以上なら 1,600円（1ヶ月の上限）

## 申請方法

①か②のどちらかを提出

申請書は、1ヶ月・1医療機関ごとに1枚必要  
診療月の翌月から受付開始



申請書用紙は、各窓口にあります。ホームページからダウンロードもできます。  
半年分や1年分など、まとめて提出することもできます。  
診療月から5年を過ぎると、時効により申請できなくなるのでご注意ください。

★健康保険証、振込口座、住所、氏名に変更があったときは、お早めに届け出を！

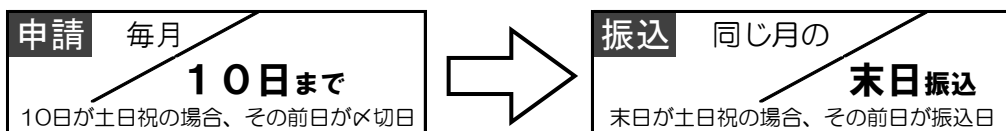
## 提出先

支所・出張所・郵送もOK

<b>市役所</b> （本館2階） こども支援課	<b>支所</b> 多良見・森山・飯盛 高来・小長井 （地域総務課）	<b>出張所</b> 小栗・小野・有喜・本野 真津山・貝津分室・長田 大草・伊木力・田結・小江深海
<b>郵送</b> 〒854-8601 諫早市役所 こども支援課		
郵便番号があれば住所の記載は不要		

## 振込日

受給者の口座へ振込



## お問合せ

諫早市役所 こども支援課 電話0957-22-1500（内線3224）

